

既修得単位の認定について

本学入学前に修得した単位は、次の①又は②により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定される場合があります。

- ① 大学（本学を含む。）又は短期大学で単位を修得している場合
- ② 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を受けている場合

詳細は、山形大学学部規則（抄）を参照してください。

この既修得単位の認定を受けようとする場合は、令和7年3月31日（月）までに、各学部の教務関係連絡先（お問合せ先参照）に電話等で相談し、指示を受けてください。

なお、医学部看護学科については、令和7年3月24日（月）までに連絡の上、指示を受けてください。期日を過ぎてからの受付は原則としてできませんので注意してください。

医学科は、認定を行っていません。